

千葉県野田市における小学4年生死事案における対応等について

1. 事案の概要

- 平成29年11月、学校がいじめに関するアンケート調査を実施。本児から父親に暴力を振るわれている旨の回答があったため、回答の翌日、学校から児童相談所へ通告。児童相談所は即日一時保護を開始（同年12月に解除）。
- 平成30年1月、父親からアンケートの写しの提供を求められた学校は、本人の同意がないことを理由に提供を拒んだが、3日後、父親が本児の同意書を持参したことから市教委がアンケートの写しを提供。
- 同月、野田市内の別の小学校へ転校。
- 平成31年1月24日、本児が自宅で死亡。

2. 文部科学省における対応状況等

- 1月24日（木） 千葉県野田市において児童虐待が疑われる小学4年生死事案が発生
- 2月 1日（金） 児童生徒課生徒指導室長を野田市教委へ派遣
- 2月 8日（金） 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議の開催
「千葉県野田市における小学4年生死事案に関するタスクフォース」の設置（主査：浮島文部科学副大臣）
浮島副大臣が大口厚生労働副大臣とともに野田市を訪問
- 2月13日（水） タスクフォース（第1回）の開催
社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（第83回）への出席
- 2月14日（木） 児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について（依頼）を発出（3月8日までに点検を実施。都道府県教育委員会等から14日までに提出）
- 2月15日（金） 「児童虐待死の再発を防止する厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチーム」（第1回）の開催（共同議長：大口厚生労働副大臣、浮島文部科学副大臣）

3. 今後の予定

- 引き続き、情報管理の在り方等についてタスクフォースにおいて検討
- 合同プロジェクトチーム等を通じ、厚生労働省と緊密に連携して対応を検討

緊急総合対策の更なる徹底・強化について(ポイント)

平成31年2月8日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

- 今般の千葉県野田市の事案を踏まえ、子どもの安全を最優先に、以下の事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図る。また、そのための児童福祉法の改正法案の提出に向けて取り組む。
- 当該緊急点検の結果については、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において共有するとともに、本事案に関し、徹底的に検証・検討し、その結果を踏まえて、更なる対策に取り組む。
- 今すぐできること、今すぐやるべきことを徹底して洗い出し、今後の児童虐待防止対策につなげていく。

1 緊急安全確認

- 児童相談所において、在宅で指導しているすべての虐待ケースについて、1か月以内に緊急的に安全確認すること
- 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること
- 保護者が虐待を認めない場合、転居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。この場合、躊躇なく一時保護、立入調査する等の確な対応をとること

2 新ルールの設定

- 子どもの安全を第一に、「通告元は一切明かさない、資料は一切みせない」という新たなルールを設定すること
- 保護者が威圧的な要求等を行う場合には、複数の機関で共同対処すること。そのための、新たなルールを設定すること
- 学校欠席等のリスクファクターを見逃さない新たな情報提供のルールを設定すること

3 抜本的な体制強化

- 新プラン(2019年度～2022年度)に基づき、児童福祉司を2,020人程度増加等や子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなどの体制強化を進めること
特に、初年度(2019年度)について、児童福祉司を1,070人程度増加させるなど前倒しで取り組むこと
- 児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案の今国会への提出に向けて取り組むこと
- 学校・教育委員会は、児童相談所や警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有し、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検について（ポイント）

「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日）に基づき、学校・教育委員会において今回のような虐待が疑われるケースについて緊急点検を実施し、関係機関が連携して情報共有を図る

スケジュール

調査依頼：2月14日（木） [3月8日（金）までの間に実施] → 提出〆切：3月14日（木）

※教職員の負担軽減にも配慮を依頼

1. 学校等における緊急点検

対象施設 国公立の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（第1～3学年）、高等専修学校等

対象児童生徒等 平成31年2月14日現在において、2月1日以降一度も登校していない児童生徒等

緊急点検の方法 3月8日（金）までの間に以下のいずれかの方法により緊急点検を実施
・学校の教職員による面会 ・教育委員会職員による面会 ・その他関係機関による面会

報告事項 面会の有無、市町村・児童相談所・警察に対する面会結果の情報共有の有無等

2. 教育委員会における緊急点検

対象機関 都道府県教育委員会、市町村教育委員会

対象事案 学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの（平成30年度中の事案）

報告事項 対象事案の有無、対応結果、市町村・児童相談所・警察に対する対象事案に係る情報共有の有無

3. 児童相談所における緊急確認

厚生労働省が実施する児童相談所において在宅指導している虐待ケースに関する緊急安全確認について、児童相談所から学校に情報提供等の依頼があった場合には協力するよう、各学校に対して依頼